

令和3年第2回清瀬市農業委員会会議録

令和3年2月18日午前9時00分から午前9時30分、健康センター会議室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | | | |
|---|------|--------|--------|-------|-------|--|--|
| 1 | 出席委員 | 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| | | 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| | | 第1番 | 村野 和博 | 第2番 | 西川 幸広 | | |
| | | 第4番 | 齊藤 正樹 | 第5番 | 金子 住晴 | | |
| | | 第6番 | 並木 浩 | 第7番 | 石井 啓介 | | |
| | | 第8番 | 増田 武 | 第10番 | 内野 悦二 | | |
| | | 第11番 | 横山 眞一 | 第12番 | 村野 正明 | | |
| | | 第13番 | 後藤 由美子 | 第14番 | 金子 廣明 | | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・中野正明・矢吹潤平

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
(2) 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について
(3) 農地法関係〔3・4・5条関係〕
(4) その他

議長 おはようございます。本来であれば本日が東京農業者大会の実施日ですが、新型コロナウイルスの影響で今回初めて中止となっています。当市におきましては、受賞者の皆様には、来月の23日委員会終了後の午後に市長同席のもと表彰式並びに記念品の授与の式典開催予定です。詳細については、総会終了後にご相談をしていきます。よろしく願いいたします。感染者の数も落ち着いてきています。全員がワクチンの接種が終わり、集団免疫がついて安全宣言が出るかと思いますが今後皆様と協力していきながら当委員会は確実に開催していきます。

本日は令和3年清瀬市第2回農業委員会を開催します。委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり、議事録署名委員を指名させていただきます。第2番委員の西川委員、第3番委員の小寺委員となっております。よろしく願いいたします。

議案第1号相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和3年1月13日、申請回数4回目。

2件目 申請年月日 令和3年1月13日、申請回数8回目。

3件目 申請年月日 令和3年1月15日、申請回数2回目。

以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、齊藤委員よりお願いいたします。

齊藤委員 大変綺麗に耕作されていて問題ないと思います。

議長 2件目、並木委員よりお願いいたします。

並木委員 現地を確認し、問題ありませんでした。

議長 3件目、私より説明します。中里においても篤農家の一人でハウス、露地、整然と耕作されており問題ないと思います。

議長 只今、担当委員より現地調査の報告ございました。各委員何かご質問ございましたら挙手をお願いします。

委員 異議なし

議長 異議なしという事で承認させていただきます。議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。こちらは、生産緑地の買取り申出を行う場合、こちらの証明書が必要になります。それでは読み上げます。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 土地の表示 下宿三丁目1068番、地目 畑、地積

350㎡、買取申出事由 死亡のため。

2件目 土地の表示 元町二丁目581番6、地目 畑、地積1038㎡、他2筆 合計3096㎡、買取申出事由 死亡のため。以上です。

議長 こちらは死亡です。何か質問はございますか。死亡です。よろしいですか

委員 異議なし

議長 それでは、承認します。議案第3号、農地法関係「3・4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。3条の許可申請を事務局より、お願いいたします。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は1月9日から2月10日までとなっております。

1件目、土地の表示 下宿二丁目494番4、地目 田、地積1.15㎡、他2筆、合計21.06㎡ 転用の目的 営農地拡大のため。 以上です。

議長 ただいま、事務局より説明がございました。現地に行った増田委員・金子（住）委員より、説明をお願いします。

増田委員 2月9日私と金子委員と事務局の矢吹さんと当事者で現地を確認しました。当事者の畑は隣合わせです。所有権の移転ですがどちらも篤農家ですので所有権移転後も綺麗に耕作されると思われまので問題ないかと思えます。

金子委員 増田委員の説明通りどちらも篤農家ですので譲り受けた後も問題なく耕作されると思われま。以上です。

事務局 事務局より説明させていただきます。取得後の面積50a以上必要ですが面積要件を満たしています。また篤農家ですので常時従事されると思われま。取得後綺麗に耕作されると思われまので全部耕作要件も問題ないと思えます。支障とか周りに影響を及ぼすことはないと思えます。以上です。

議 長 質問はありますでしょうか。

委 員 農地法の第3条を説明していただきたい。またこの農地は生産緑地なのでしょうか。

事務局 3条は、農地を農地のまま所有権移転して農地として利用していただくのが3条です。この土地は生産緑地であり、3条による生産緑地農地の所有権移転は問題ありません。

議 長 3条で農地を農地の状況での取得、各自治体によって下限面積があり当市では50a以上を所有している場合の農地を農地のままでの取得が可能です。

委 員 50aというのは売買する農地の面積ですか。

議 長 自分で耕作している所有の土地が50a以上ということです。農業者である証明です。

事務局 法律上農地を50a持ってないと農地を取得できない。3条の場合は許可になります。農地の所有を明確化するためにありますが今回は、第三者が取得するので許可となります。5条の時は、農地を農地以外にするための取得になる。今回の場合は、農地として使う。生産緑地農地、宅地並み課税の農地でも農家の方が取得する場合は、3条の許可が必要です。農地は農家しか持てないことについては農地法3条の許可という形で決められている。

議 長 以前は農地法の4条と5条も許可でしたが現在は市街化になりましたので届出になりました。しかし、3条に関しては農業委員会の許可になっています。市街化区域内の農業委員会の持っている許可として3条の案件だけあります。

委 員 生産緑地を農家同士で農地を譲り受けるのは出来ますか

議 長 現地調査して取得後の面積が50a以上持っている等の要件を満たせばできます。清瀬の方が所沢市の農地を取得するときも所沢市の農業委員会からどれだけの農地を所有しているか証明願いが来ます。

委員 生産緑地の買取協力でしか買えないと思っていました。

事務局 農家が農地を購入するには、取得後の所有農地を50a以上持っており、所有農地を全部耕作しているが条件。納税猶予農地については、気を付けなければなりません。納税猶予農地の所有権を移転するときに財務省の抵当権を外すことになり、売り主が確定要件になってしまうので難しい時がある。

議長 譲渡人が納税猶予農地の20%以内であれば納税猶予の全部確定要件にならないが、相続税納税猶予農地の20%超える面積の所有権移転をすると確定になります。

議長 よろしいですか。許可相当で承認します。

委員 異議なし

議長 許可で承認いたします。4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条1項8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は1月9日から2月10日までとなっております。本日5件ございますが、2件目まで先に朗読させていただきます。

1件目、土地の表示 野塩五丁目257番80、地目 畑、地積 173㎡、転用の目的 住宅用地、1月14日 受付、1月19日 処理。

2件目、土地の表示 元町二丁目579番24、地目 畑、地積 165㎡、転用の目的 専用住宅建築、1月18日 受付、1月22日 処理。

1、2件目は以上です。

議長 質問はありますか。よろしいですか

委員 異議なし

議長 以上が1・2件目の報告です。承認いたします。次に3・4件

目ですが、清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっておりますので、増田委員はしばらくの間は退出をお願いします。

～増田委員退出～

議長 それでは、事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 3件目、土地の表示 中里五丁目607番1、地目 畑、地積 1401㎡の内843.01㎡、転用の目的 清瀬市役所の臨時駐車場（一時転用）、2月4日 受付、2月15日 処理
一時転用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

4件目、土地の表示 中里五丁目606番1、地目 畑、地積 2033㎡の内1504.99㎡、転用の目的 清瀬市役所の臨時駐車場（一時転用）、2月4日 受付、2月15日 処理。一時転用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

議長 いかがでしょうか

委員 異議なし。

議長 それでは増田委員の入室を許可します。

～増田委員入室～

議長 5件目の報告をお願いします。

事務局 5件目、土地の表示 元町二丁目1183番2、地目 畑、地積 379㎡、転用の目的 戸建て住宅建築、2月5日 受付、2月10日 処理。以上でございます。

議長 各委員は何か質問はございますか。よろしいですか。

委員 はい。

議 長 許可します。4条は以上です。次に農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は1月9日から2月10日までとなっております。

1件目、土地の表示 野塩四丁目67番14号、地目 畑、地積 84㎡、転用の目的 住宅用敷地、1月15日受付、1月19日処理。

2件目、土地の表示 下宿二丁目553番30、地目 田、地積 34㎡、転用の目的 鉄道用地、2月10日受付、2月15日処理。

議 長 各委員は何か質問はございますか。よろしいですか

委 員 異議なし

議 長 以上が報告です。続きまして、議案第4号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 会議等の日程について報告させていただきます。①令和3年第3回清瀬市農業委員会。令和3年3月23日(火)午前9時より、清瀬市健康センターにて行われます。参加者は私、農業委員、事務局です。第3会議室です。

②清瀬市農業委員会主催表彰伝達式・記念撮影会。令和3年3月23日(火)午後1時30分より、清瀬市健康センター第3会議室で行われます。参加者は受賞者、市長、農業委員、事務局です。

以上が会議等の日程でございます。全体を通して質問等がありますでしょうか。よろしいですか

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第2回清瀬市農業委員会閉会致します。ありがとうございました。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長 (松村 俊夫)

署名委員 (第2番) (西川 幸広)

署名委員 (第3番) (小寺 正明)